

軽自動車(四輪以上、三輪車等)の税額について

新車新規登録された月(初めて車両番号の指定を受けた月)により、(1)旧税額、(2)新税額、(3)重課税のいずれかの税額となります。

| 区 分 | | (1) 旧税額 | (2) 新税額 | (3) 重課税 |
|-----|--------|---------|----------|----------|
| 軽四輪 | 乗用・自家用 | 7,200 円 | 10,800 円 | 12,900 円 |
| | 乗用・営業用 | 5,500 円 | 6,900 円 | 8,200 円 |
| | 貨物・自家用 | 4,000 円 | 5,000 円 | 6,000 円 |
| | 貨物・営業用 | 3,000 円 | 3,800 円 | 4,500 円 |
| 三輪車 | | 3,100 円 | 3,900 円 | 4,600 円 |

(1)旧税額:平成27年3月31日以前に新車新規登録された車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)で、初度検査年月(初めて車両番号の指定を受けた月)から13年目まで適用されます。

(2)新税額:平成27年4月1日以降に新車新規登録された車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)で、初度検査年月(初めて車両番号の指定を受けた月)から13年目まで適用されます。

(3)重課税:排出ガスや燃費の性能に優れた、環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、新車新規登録の初度検査年月から**13年を経過した車両**の税額を平成28年度分から重課(標準税額の概ね1.2倍)します。(ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は重課税の対象外。)

平成28年度以降、毎年4月1日現在で、新車新規登録の初度検査年月から**13年を経過した車両**が重課税の対象となります。

なお、重課税の対象となる車両については、車検証の初度検査年月欄で確認できます。